



Title	カトリック保守主義と精神的国土防衛：イスの親ナチ運動へのフィリップ・エッターの対応を軸に
Author(s)	葉柳, 和則
Citation	独文学報. 2021, 36-37, p. 27-49
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/98418">https://doi.org/10.18910/98418</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## カトリック保守主義と精神的国土防衛 スイスの親ナチ運動へのフィリップ・エッターの対応を軸に

葉柳和則

### 1. 「文化教書」の著者エッター

フィリップ・エッター Philipp Etter (1891-1977) は20世紀スイスの政治家である。1934年から1959年まで連邦内閣 Bundesrat の閣僚を、1939年、1942年、1947年、1953年に大統領 Bundespräsident を務めている(※1)。担当は一貫して内務省 Departement des Innern である(※2)。文化行政は内務省の管轄であるため、

#### テクスト

Etter, Philipp: *Die vaterländische Erneuerung und wir*. Zug: W. Zürcher 1933.

\_\_\_\_\_: *Die schweizerische Demokratie*. Olten und Konstanz: Otto Walter 1934.

テクストからの引用に際しては、出版年とページを本文中に割注として記す。*Die vaterländische Erneuerung und wir* は、フラクトゥール体で印刷されており、強調はフラクトゥールのボールド体によってなされている。いっそう強調する場合には、さらに隠字体が使用される。*Die schweizerische Demokratie* は、ローマン体で印刷されており、強調は隠字体のみでなされている。本稿では、テクストにおけるボールドはボールドで強調し、隠字体は圈点で強調する。強調はすべてエッターによるものであり、引用者が強調した箇所はない。

- 1 Bundesrat は、「連邦評議会」、「連邦参事会」とも訳される。さらに内閣閣僚も Bundesrat と呼ばれる。スイスの政治用語は、ドイツとは異なっていることが多い（たとえば Bundesrat はドイツでは「連邦参議院」）、しかも州 Kanton ごとに呼び名が異なっている場合も少なくない。そのため邦訳も一定しない。たとえば Kanton には「邦」の訳語をあてる場合がある。しかし、本稿ではできるだけ日本語として理解しやすい訳語を選ぶことにする。
- 2 スイスの内閣閣僚は、全州議会 Ständerat (上院) と国民議会 Nationalrat (下院) の全議員によって構成される連邦合同会議 die Vereinigte Bundesversammlung における投票によって選出される。制度的には、国民議会の被選挙権のある市民であれば選出される可能性がある。任期は4年で、再任は可能である。閣僚に選任されると、基本的には自発的な辞任か死亡以外の理由で退任することはない。在任中は原則として同じ省を担当する。

1848年に連邦制度が採択され、連邦憲法が公布されて以降、閣僚ポストは一貫して7つに固定されているため、ひとつの省が複数の業務を担当する。内務省は、

エッターは隣国ドイツでのナチスによる政権獲得の翌年から、第二次世界大戦を経て、冷戦の開始に至る時代のスイスの文化行政を領導していたことになる。

1930年代から冷戦終了期までのスイスにおける文化的生産と消費は、愛国的文化運動「精神的国土防衛」die Geistige Landesverteidigungとの関係によって意味づけられていた。この運動は「スイス的なもの」das Schweizerischeを、外国由来の「非スイス的なもの」das Unschweizerischeから保護し、振興することを目的としていた。しかし、「非スイス的なもの」の具体的指示対象の変化に連れて、この運動の主流も変化していく。30年代初期には反共産主義・反ユダヤ主義が前景化していたが、ナチスが政権を握っていた時代に反ナチズムへと変化し、第二次世界大戦後は再び反共産主義へと転化する。しかも、いずれの時代においても、内部には多様な思想的潮流が伏在していたため、通時的にも共時的にも一義的な運動ではなかった。しかし、文学作品の執筆、演劇の上演、作品に対する評価、さらには市民生活における文化的趣味のレベルに至るまで、運動に棹さすにせよ、批判するにせよ、精神的国土防衛との関係は、各時代において常に意識されていた(※3)。

---

本文で触れた文化行政の他、厚労省、気象庁、社会保険庁等の機能も果たしている。戦前の日本では警察行政を内務省が担当していたが、スイスでは司法・警察省 Justiz- und Polizeidepartementの管轄である。

1959年の選挙以降は、国民議会の議席数に基づいて、閣僚ポストが比例配分される慣例が生まれた。具体的には社会民主党に2議席、自由民主党に2議席、キリスト教民主党に2議席、国民党に1議席であり、この比率は20世紀末まで維持された。加えて、1つの州からは1名に限定、ドイツ語圏から4議席、ラテン語圏(仏・伊・ロマンシュ)から3議席という暗黙の合意がある。このような閣僚議席配分方法は「魔法の公式」Zauberformelと呼ばれ、後述するスイスのコーポラティズム型政策決定の土台となっている。ただし2003年以降、国民党と緑の党的躍進によって、議席配分にゆらぎが生じている。

連邦大統領は連邦合同会議の投票によって、閣僚の中から選出される。任期は1年であり、連続して再任することはできない。大統領在任中も担当省の閣僚を兼任する。一部の国家的儀礼や外交の場を除いて、大統領の権限は他の閣僚と同じである。したがって、大統領自体は国家元首ではなく、「同輩中の主席」にとどまる。国家元首は二重の意味での Bundesratである。山岡規雄『スイス憲法』、国会図書館調査及び立法考査局 2013年、および森田安一「民主政治のなりたち」、森田・踊共二編『スイス』、河出書房新社 2007年を参照。

3 これについては拙編著の序論第3節「スイスの文化政策」を参照。葉柳和則編『ナチスと闘った劇場——精神的国土防衛とチューリヒ劇場の「伝説」』、春風社 2021年。

精神的国土防衛は、第一次世界大戦後のグローバルな変動と混乱がスイスにもたらす思想的・文化的影響に対する民間レベルでの反動として始まった。しかし、連邦内閣が1938年12月にスイス文化の保護と宣伝の遂行を謳った教書「スイス文化の保護・振興の組織と課題」*Die Organisation und die Aufgaben der schweizerischen Kulturwahrung und Kulturwerbung* (通称「文化教書」*Kulturbotschaft*) を議会に送付し審議と議決を求めてことで、この運動はスイスの国策へと昇格した<sup>(※4)</sup>。「文化教書」は第二次世界大戦終了期までのスイスの文化行政の方向を規定したため、戦後の歴史学においては「精神的国土防衛のマグナ・カルタ」と呼ばれている<sup>(※5)</sup>。教書の中では、ソ連やドイツのプロパガンダに対抗するスイス発のプロパガンダの基本方針、それを実行するための組織<sup>(※6)</sup>の設立といったマクロな政策課題から、大学でのスイス史関連講義の充実、三つの国語で書かれた文学作品の相互翻訳プロジェクトといった現場レベルの取り組みまでが議論されている。

「文化教書」は公式には連邦内閣の名において作成されたが、直接原稿を執筆したのは文化行政を担当するエッターである。無論、この教書は、エッター個人の思想が書き込まれた「作品」ではなく、当時の社会・文化的諸潮流やそれに関わる諸主体の思想が書き込まれた「テクスト」としての性格を帶びている。しかし、テクストの織り糸の選択やそれらを織り合わせてどのような文様を浮かび上がらせるかという点において、エッターの意向が強く反映されている。

エッターの選出母体であるカトリック保守党 die Katholisch-Konservativen は、

4 たとえば、現在もスイスの国内外の文化的活動を支援しているプロ・ヘルベチア財団 Pro Helvetia は、この教書に基づいて設立された。

5 Bonjour, Edgar: *Geschichte der schweizerischen Neutralität*, Bd. 3, Basel: Helbing & Lichtenhahn 1967, S. 382f.; Unabhängige Expertenkommission Schweiz-Zweiter Weltkrieg: *Die Schweiz, der Nationalsozialismus und der Zweite Weltkrieg: Schlussbericht*. Zürich: Pendo 2002, S. 87.

6 「文化教書」の冒頭でその必要性が強調された対外的プロパガンダの大部分は、中立の立場から世界情勢を報道するラジオ番組によって実行された。この番組は、ドイツとイギリスのあいだの電波を用いたプロパガンダ合戦に対する第3極として、戦争当事国双方の放送内容とは異なる状況認識を可能にした。これについては以下で詳論したことがある。拙稿「スイスのラジオ戦争——ウイークリーニュース『世界クロニクル』のテクストとコンテクスト」、大阪大学ドイツ文学会『独文学報』第34号 (2018年)、29-51ページ。

当時のスイスにおいては最も守旧的な政党であった<sup>(※7)</sup>。カトリック保守主義は、1848年革命以前、さらにはフランス革命以前のヨーロッパの秩序を志向しており、カトリック教会の権威による身分制秩序の復興を目指していた。このような復古主義的な政党の議員であるエッターが、ファシズムとナチズムに囲繞されつつあったスイスの文化行政の責任者となったとき、スイス文化の固有性を「保護」し、「振興」するためにどのような理念を打ち出すことになったのだろうか。本稿は、エッターが連邦内閣入閣直前の時期に発表した二つの政治的小冊子における言説をたどることで、精神的国土防衛の思想的源流のひとつを明らかにする。

## 2. 資料

次節で詳述するように、エッターは大学入学と同時にジャーナリストとして活動を開始し、卒業後に政治家に転じている（6年間は両方の仕事に就いた）。したがって、内閣入閣前のエッターの思想の総体を描こうとすれば、ジャーナリスト時代の記事や地方議会の議事録、初期の書簡などを網羅的に取り上げる必要がある。

エッター関連の遺稿は2014年にツーク州アーカイブにおいて存在が公表された。しかし、未整理の状態であったため、歴史学者のトーマス・ツァウグ Thomas Zaugg (1985-) が中心となって資料の整理が行われ、それに基づく講演会が2019年6月に開催された。ツァウグは同年にエッターの浩瀚な伝記を学位論文としてチューリヒ大学に提出し、2020年2月に出版した。これを受け同年6月から10月までツーク州アーカイブで展覧会「フィリップ・エッター——不滅の万年閣僚」Philipp Etter: Der ewige Bundesrat が開催された。その都度、アーカイブの閲覧許可が必要ではあるが、部外者に資料が公開されたのはこの展覧会以降である。したがって、コロナウィルス問題によって、研究目的の海外渡航に強い

---

7 カトリック保守党は1970年にキリスト教民主党 Christlich Demokratische Volkspartei と改称している。第二次世界大戦後は中道右派路線を取っていたが、排外主義を唱える右派政党スイス国民党 Schweizerische Volkspartei に支持者を奪われた。国政レベルでは2021年1月にスイス保守民主党 Bürgerlich-Demokratische Partei Schweiz と合併して、その名も「中道」Die Mitte として再出発している。

制限がかかっている現状では、日本からツーク州アーカイブに赴き、資料を閲覧することで、エッターの研究に関する追試を行うことは実質的に不可能である。

しかし、エッターはスイスの政治家としては稀なほど多作であり、法律関係の書籍から子ども向けの歴史書まで多様なジャンルの書籍や冊子を公刊している。その中に、政治的講演やエッセイも含まれており、従来からベルンのスイス国立図書館等で閲覧可能である。

これらのエッターがスイス市民に宛てて執筆し、講演したテクストのみに資料を限定した場合でも、その思想の概要を把握することは可能である。ツァウグ以外の研究者も、エッターの思想に言及する際には、基本的にはこれらの既公刊資料に依拠している。本稿は、エッターのカトリック保守主義の理路を確認することが目的であり、一部の新聞・雑誌記事を除いて、基本的には既刊のテクストに依拠して考察を進める。

以上の理由から、本稿の一次資料とするのは、スイス国立図書館に所蔵されている小冊子、『祖国の革新と我々』*Die vaterländische Erneuerung und wir* (1933) と『スイスの民主主義』*Die schweizerische Demokratie* (1934) の2冊である。

### 3. 地方政治家から連邦大統領へ

隣国オーストリアのキリスト教社会党 Christlichsoziale Partei の政治家で、オーストロファシズム Austrofaschismus 時代の首相を務めたエンゲルベルト・ドルフース Engelbert Dollfuß (1892-1934) やクルト・シュュニック Kurt Schuschnigg (1897-1977) と較べても、エッターは——おそらくヨーロッパにおいても——ほとんど未知の政治家である。したがって、エッターの思想的背景の理解に必要な限りにおいて、エッターのキャリアを確認するところから始めたい。

エッターは1891年12月21日にツーク Zug 州のメンツィンゲン Menzigen で、桶職人の子どもとして生まれた。ツーク州は伝統的にカトリックの勢力圏にあり、1847年の宗教対立を軸とした内乱である分離同盟戦争 Sonderbundskriegにおいては、分離同盟、すなわちカトリック側の一翼を担った。この内乱は自由主義諸州の圧勝に終わり、翌1848年に自由主義的な憲法の下、スイスは近代国民国家として歩み始める。しかし、分離同盟を構成していた諸州ではカトリックがマジョリティを形成し続けていた(※8)。

エッターは1907年に、シュヴィーツ Schwyz 州アインジーデルン Einsiedeln の修道院附属学校 Stiftsschule に入学する。生徒の大部分は聖職者の道を目指すが、エッターは法学とジャーナリズムを学ぶことを志し、卒業後すぐ、1911年秋にチューリヒに向かった。チューリヒではまず、カトリック保守党の有力政治家でありジャーナリストでもあったゲオルク・バウムベルガー Georg Baumberger (1855-1931) のもとで新聞『新チューリヒ・ニュース』*Neue Zürcher Nachrichten* の編集を手伝った。1912年秋にチューリヒ大学に入学し法学を学び始めるが、同時に20歳にしてカトリック保守系の新聞である『ツーク・ニュース』*Zuger Nachrichten* の編集長となった。エッターはこの仕事を1934年に連邦内閣閣僚になるまで続けた。

エッターは1917年にチューリヒ大学を修了し（法学修士）、弁護士資格を獲得した。同年、25歳でツーク州の予審判事 Verhörrichter に任命された。これはカトリック保守主義者の政治的キャリアにとっての登竜門であった（※9）。

翌1918年にエッターはツーク州議会議員 Kantonsrat に、1923年には31歳で州政府閣僚 Regierungsrat に選出される。さらに1927年と1928年にはツーク州の知事 Landammann を務めている（※10）。このように地方議員としてのキャリアを順調に積んだ後、エッターは1930年に、スイスの上院議員である全州議會議員 Ständerat に選ばれ、国会議員としての活動を開始する。

1934年に2名の内閣閣僚が辞任に追い込まれた。1933年にドイツでナチスが政権を握って以降、スイスでも「戦線派」die Fronten と総称される親ナチ政党が、若者を中心に求心力を高めており、政策的判断が非常に難しい時代だった。

カトリック保守党は、42歳のエッターを閣僚候補として推薦することで、若者たちに対する求心力を取り戻そうとした。エッターの復古主義的思想に対する疑念は根強かったが、閣僚マルセル・ピレ＝ゴラ Marcel Pilet-Golaz (1989-1958) に代表されるフランス語圏選出の自由民主党 Die Freisinnig-Demokratische Partei

8 ウリ、シュヴィーツ、ウンターヴァルデンの「原初三州」Urkantone は、13世紀におけるスイス建国時の永久同盟以来の伝統を持ち、ツークやルツェルンのような隣接する諸州とともに中央スイスにカトリックの勢力圏を築いていた。

9 Widmer, Josef: *Philipp Etter 1891-1977*. In: Urs Altermatt (Hg.): *Die Schweizer Bundesräte*. Zürich/München: Artemis 1991, S. 390.

10 連邦大統領と同様、州知事も7人または5人の州政府閣僚の持ち回りで選出される。

の議員も、エッターを「フランスびいきで、連邦主義的かつ反社会主義的な考えを持った中央スイス人」(※11)として支援した。1934年3月28日に開催された議会の連邦合同会議における投票では、エッターは有効投票数206のうち115票を獲得し、辛くも連邦内閣閣僚に選出された。

エッターは1959年に退任するまで25年にわたって閣僚を務めるが、これは連邦史上3番目の長さである。1940年に、第一次世界大戦前夜からスイスの外交を主導してきたジュゼッペ・モッタ Giuseppe Motta (1871-1940) が急死したことで、ピレ＝ゴラに次ぐ古参の閣僚となったエッターは、第二次世界大戦期のスイスの政治の舵取りを担うことになる。

#### 4. 先行研究

歴史学や政治学においてエッターに関する評価が始まったのは、彼が1959年に政治家としてのキャリアを終えて、10年近くが経ってからである。すなわち1968年に頂点を迎える若者の反乱の時代に、第二次世界大戦期のスイスに関して批判的な問い合わせがなされ、「革新運動」Erneuerungsbewegungen、「連邦憲法全面改正」、「出版物に対する検閲」等をテーマとする研究の中で(※12)、エッターの言説と政策が取り上げられた。ここではエッターは、イタリアやドイツが全体主義化していく状況に〈順応〉Anpassung する方向へと国家の舵取りした政治家として言及されており、彼が中心的役割を果たした「精神的国土防衛」も〈順応〉の一環として位置づけられていた。これについてツァウグは、「エッターは、好戦的で排外的な時代精神の投影スクリーンおよびその同義語として利用された」

11 Widmer: a. a. O., S. 390.

12 「革新運動」は、ヨーロッパ全土で発生した親ナチズムの政治運動である。スイスでは「戦線派」が「革新」を掲げていた。「戦線派」が当面の課題としたのが「連邦憲法全面改正」である。スイス政府によるマスメディアや芸術に対する「検閲」は、1935年に開始されたが、第二次世界大戦が勃発した1939年9月以降、軍の管轄の下で本格化した。Vgl. Stadler, Peter: *Die Diskussion um eine Totalrevision der schweizerischen Bundesverfassung 1933-1935*. In: *Schweizerische Zeitschrift für Geschichte*, Bd. 19; Heft. 1 1969, S. 75-169; Gilg, Gunter & Gruner, Erich; *Nationale Erneuerungsbewegungen in der Schweiz 1925-1940*. In: *Vierteljahrsschriften für Zeitgeschichte*, Bd. 14; Heft. 1 1966, S. 1-25; Kreis, Georg: *Zensur und Selbstzensur: Die schweizerische Pressepolitik im Zweiten Weltkrieg*. Frauenfeld: Huber 1973.

と述べている(※13)。

1990年代の後半に入ると、第二次世界大戦期のスイスの中立性を検証する国家プロジェクトが立ち上げられた。これは、スイスの銀行がナチスによって命を奪われたユダヤ人の休眠資産を受取人不在のまま運用し、膨大な利益を上げていた事実が国際的問題となったことに端を発している(※14)。このプロジェクトは経済・経営史を中心であったが、これに呼応する形で、文学史、メディア史等の領域においても「スイスの克服されざる過去」*Unbewältigte schweizerische Vergangenheit*(※15)についての研究が活発化している(※16)。

本稿のテーマに限定すれば、この時期の研究の特徴のひとつは、精神的国土防衛を一義的に〈順応〉志向の文化運動として描くのではなく、ファシズムやナチズムに対する抵抗をも含み込んだ多層的・多相的な複合体として捉える視点が提示されたことである(※17)。エッターの言説や政策自体を主題とする研究が現れただともこの時期の特徴である(※18)。ただし、エッターに対する評価が大きく変わったわけではなく、彼は精神的国土防衛を構成する多様な思想的運動の中の最も保守的な方向性を領導していたと見なされている。

13 Zaugg, Thomas: *Bundesrat Philipp Etter (1891-1977)*. Basel: NZZ Libro 2020a, S. 23.

14 Vgl. Unabhängige Expertenkommission Schweiz-Zweiter Weltkrieg: a. a. O. 本書はこのプロジェクトの最終報告書である。

15 マックス・フリッシュ Max Frisch (1911-1991) は、早くからこの問題の集合的忘却を批判していた。Vgl. Frisch, Max: *Unbewältigte schweizerische Vergangenheit*. In: Hans Mayer (Hg.): *Gesammelte Werke in zeitlicher Folge*, Bd. 5. Frankfurt a. M.: Suhrkamp [1965] 1986, S. 370-373.

16 たとえば、第二次世界大戦期のスイスは、すべての出版物を対象にした検閲制度を導入し、「非スイス的なもの」というラベリングによって、ドイツで焚書の対象となったユダヤ人や共産主義者の著作の出版や上演に大幅な制限を加えた。これについては以下の研究書に詳しい。Amrein, Ursula: „Los von Berlin!“: *Die Literatur- und Theaterpolitik der Schweiz und das „Dritte Reich“*. Zürich: Chronos 2004; Schulz, Kristina: *Die Schweiz und die literarischen Flüchtlinge (1933-1945)*. Berlin: Akademie Verlag 2012.

17 Vgl. Schultz: Ebd. und Mooser, Josef: *Die „Geistige Landesverteidigung“ in den 1930er Jahren: Profile und Kontexte eines vielschichtigen Phänomens der schweizerischen politischen Kultur in der Zwischenkriegszeit*. In: *Schweizerische Zeitschrift für Geschichte*, Bd. 47 1997, S. 685-704.

18 Vgl. Kreis, Georg: *Philipp Etter — «voll auf eidgenössischen Boden»*. In: Mattioli, Aram: *Intellektuelle von rechts: Ideologie und Politik in der Schweiz 1918-1939*. Zürich: Orell

このような研究動向を真っ向から批判するエッターの伝記が2020年2月に上梓された。上述したツァウグの博士論文『内閣閣僚フィリップ・エッター（1891-1977）——政治的伝記』*Bundesrat Philipp Etter (1891-1977): Eine politische Biografie*である。この768頁に及ぶ浩瀚な伝記の中で、ツァウグは、エッターを20世紀スイスの政治的・文化的諸潮流の「調停者」Vermittler<sup>(※19)</sup>として描き出そうとしている。

ツァウグの伝記は、従来のエッター関連の研究と較べて、資料に基づく実証という点でははるかに本格的である。しかし、出版されるや否や、この伝記に対する批判的な書評が新聞や雑誌に寄せられた。たとえばチューリヒ大学の歴史学教授だったヤーコプ・タナー Jakob Tanner (1950-) は、この伝記に「修正主義的な傾向」を見いだし、「1933年から1942年のエッターに関する一貫した正当化」であると評している<sup>(※20)</sup>。上で触れた「検閲」に関する学位論文の著者であるゲオルク・クライス Georg Kreis (1943-) は、エッターを「中央の守護者」Hüter der Mitte<sup>(※21)</sup>、すなわち諸派の中道に立つ政治家として描くというツァウグのスタンスと実証的な資料調査に基づく成果を評価した上で、「[原文が豊富に引用されているため] 提示された解釈にどこまで従うかは、読者が自ら決定できる」とやや慎重なスタンスで書評をまとめている<sup>(※22)</sup>。批判的な書評に対してツァウグは、「修正主義批判は歴史叙述を終了させる」というタイトルの反批判を発表している<sup>(※23)</sup>。

---

Füssli 1995, 201-217 und Sarasin, Philipp: *Geschichtswissenschaft und Diskursanalyse*. Frankfurt am Main: Suhrkamp 2003. ただし後者はエッターが1939年に公刊した講演集 *Reden an das Schweizer Volk*のみを考察の対象にしているため本稿では取り上げない。

- 19 Zaugg: a. a. O., S. 700, 701 u. 709.
- 20 Tanner, Jakob: «Auch in der Schweiz wird die Vergangenheit als Echoraum für Propaganda genutzt – und aus diesem tönt es dann genau so glorreich heraus, wie manhineinruft». In: *Die Wochenzeitung*, 04.06.2020.
- 21 Hüter der Mitte は、1936年の書簡でエッターがカトリック保守主義の政治的立場を説明するために使用した言葉であるが、翌年出版されたマックス・リーブルク Max Lieburg (1899-1962) の戯曲のタイトルでもある。ヨーロッパの中央部の守護としてのスイスという自己イメージは、「帝国から守護する」のか「帝国のために守護する」のかという相対立する意味をもっている。
- 22 Kreis, Georg: *Wandlungen eines autoritären Staatsmannes*. In: *Neue Zürcher Zeitung*, 27.03.2020.

ツアウグのエッター伝をめぐる論争は、ドイツの「歴史家論争」Historikerstreit が主要なきっかけとなって生み出された歴史叙述をめぐる問題圏のただ中にある。本稿ではこの点についての詳論は描くが、ツアウグの立場性については確認しておきたい。ツアウグは1985年にツークで生まれた歴史学者で、カトリック保守党の流れを組むキリスト教民主党(※25)の党員である。スイスの保守派の政治家に関する伝記的研究を手がけており、2014年に現在のスイスの最右派政党であるスイス国民党の党首クリストフ・ブロッハーチ Christoph Blocher の伝記『ブロッハーチのスイス—志操、理念、神話』*Blochers Schweiz: Gesinnungen, Ideen, Mythen* を上梓している。これに続く著書が、エッターの伝記であるが、その序論には「[エッターに関する] 誤解と一方的な見解を正す」ことが目的であると明記されている(※24)。さらにツアウグは、最新版の『内閣閣僚辞典』*Das Bundesratslexikon* (2019) の「エッター」の項を、政治家のマルティン・プフィスター Martin Pfister (1963-) と共同で執筆している。プフィスターは、キリスト教民主党に属する政治家で、現在ツーク州知事である。『フィリップ・エッターの内閣閣僚選出 1934』*Die Wahl von Philipp Etter in den Bundesrat 1934* (1995) という題目の修士論文をまとめた後、これを発展させる形で博士論文を執筆する意図を抱きながらも、政治の世界に身を投じている。ツアウグはこの未公刊の修士論文に度々言及しており、彼の博士論文であるエッターの伝記には、プフィスターの論文執筆時にはまだアクセス不可能だったエッターの遺稿を主たる資料としてことで、その学術的「遺志」を継ぐという意図が込められている。ツアウグの博士論文が依拠する資料に関して、他のエッター研究の追随を許さないことの背景にはこのような経緯がある。

博士論文の執筆に際して、ツアウグは、特權的にアクセス可能となったエッターの未公刊の遺稿を一次資料として、先行研究における一面的なエッター像を「修正」しようとした。それどころか、保守主義という立場性を明確にした上で新資料を実証的に分析するというツアウグの方法は、従来のエッターに関する研

23 Zaugg, Thomas: *Der Revisionismusvorwurf beendet die Geschichtsschreibung*. In: *Debatte*, Ausgabe 1078, 07. 2020b.

24 Zaugg: a. a. O. (2020a), S.14.

25 キリスト教民主党は国政レベルでは2021年1月に「中道」を結成したが、Zug州の支部組織は、8月20日に「中道」に加わる方針を決定した。

究における価値中立性が、自由主義や社会民主主義という立場性を隠蔽していたことさえも示唆する結果となっている。

しかし、ツァウグのエッター研究は、歴史学におけるエッターの評価を「修正」することに力点を置くあまり、その思想とファシズム・ナチズムが重なり合う地点を見えづらくするという問題を抱えている。従来の研究で指摘されてきた、ファシズムやナチズムとの親和性について紹介した後、それを反証する未公刊資料を挙げて、エッターを「中道」に引き戻すという論法をツァウグは多用する。たとえば、当時のスイスにおいて最もナチズムに近い立場にあった思想家であり、エッターとの交友関係を公言していたゴンザギュ・ド・レイノルド Gonzaque de Reynold (1880-1977) が及ぼした影響を、両者の往復書簡に見られる軋轢を手掛かりに繰り返し相対化している(\*26)。しかし、他の研究が依拠しているテクストの理路を自ら精密に辿り直すことを通してエッターの思想を描き出してはいない。それゆえ、ツァウグによる部分否定の列挙は、カトリック保守主義と全体主義のあいだにエッターが引いた差異線が奈辺にあるのかを正確に跡づけることにはつながっていない。

本稿は、タナーやクライスら従来の先行研究とそれに対するアンチテーゼとしてのツァウグの研究が共通に取り上げているテクストを再読することで、先行研究の立場性ゆえに、正確な位置づけが行われてこなかった、この差異線の場所を確認する。

## 5. スイスの「民主主義」とナチズム・ファシズム

### 5.1. 諸戦線の春

1933年1月にドイツでヒトラーが首相に就任すると、スイスでは、大学生を中心にして親ナチス的綱領を掲げた政治運動が活発化し、「諸戦線の春」*Die Frontenfrühling* と呼ばれた。これは一枚岩の運動ではなく、上述したように、ナチズムやファシズムに影響を受けた諸党派の総称であった(\*27)。スイスの国民統合を志向する立場からナチズム賛美へと変質していった最大党派「国民

26 Zaugg: a. a. O. (2020a), S.105, 150, 155 u. passim.

27 田口晃:「スイス」、矢田俊隆・田口『オーストリア・スイス現代史』(現代世界史25)、山川出版社 1984年、337ページ。

戦線」Die Nationale Front(※28)、イタリアの国土回復運動（イレンティスモ）と結びついた「スイスファシズム運動」Schweizerische Faschistische Bewegung、スイスのナチスであることを前面に出した「国民社会主義スイス労働者党」Die Nationalsozialistische Eidgenössische Arbeiterparteiなど、多様なバリエントがあった。「国民社会主義スイス労働者党」は、ハーケンクロイツを記章とし、ドイツのHeil!に当たるスイスの口語 Harus!を叫んでいた (Etter 1933: 11)。

戦線派はこぞって「革新」をモットーとして掲げ、活発なデモンストレーションを繰り広げていたため、カトリックの若者たちのあいだにも、この党派に合流する動きが顕著になった。エッターはこの状況に対する思想的立場表明として、1933年の8月に小冊子『祖国の革新と我々』を公刊した。さらに1934年3月初頭に、すなわち内閣閣僚に選任される約3週間前に、『スイスの民主主義』と題された小冊子を公刊した。

『祖国の革新と我々』の冒頭でエッターは、「諸戦線の春」について、「この運動は、ドイツにおける直近の動向によって強力な刺激を受けていることは間違ひありません」(Etter 1933: 5)と説明する。しかし、直接のきっかけはナチスによる政権獲得であったかもしないが、もともと世界恐慌がもたらす混乱の中でカトリック系の若者のあいだに、「社会の再建」Neuaufbau der Gesellschaftを求める動きが始まっていたというのがエッターの認識である (Etter 1933: 5)。

## 5.2. 自由主義批判・社会主義批判

1848年の連邦国家成立以降、政治的マジョリティだったのは一貫して自由民主党(※29)である。しかし、世界恐慌の波がスイスにまで及んだとき(※30)、自由主義者の経済政策はまったく功を奏せず、輸出が減少し、失業が増大していった。

28 国民戦線はチューリヒ大学・チューリヒ工科大学の学生運動に起源を持っており、当時、チューリヒ大学の学生として博士論文をまとめつつあったエーミール・シュタイガー Emil Staiger (1908-1987) も、党員として活動していた。Schütt, Julian: *Germanistik und Politik: Schweizer Literaturwissenschaft in der Zeit des Nationalsozialismus*. Zürich: Chronos 1996, S. 57.

29 1848年の連邦発足の時点では、7つの内閣閣僚ポストは、分離同盟戦争の勝者である自由民主党所属の議員よって独占されていた。しかし、カトリック保守党がたびたびレヴァンダムを仕掛けることで、政府の政策を挫折に追い込んだため、

エッターは、政府が自由主義の放任政策を原理的に押し進めたことによってこの状況が生まれたと批判している。

自由主義の誤謬であり、いきすぎて過度に強調された自由概念は、国家が、適切なタイミングで介入し、被害の国民への波及に歯止めをかけることを妨げたのです。(Etter 1933: 25)

自由主義政策の失敗に対する不満の主要な受け皿は、社会民主党 Sozialdemokratische Partei der Schweiz だった。しかし、「無神論と唯物論」(Etter 1934: 27) を思想的土台とし、階級闘争を手段とする社会主義はカトリックにとっては自由主義以上に警戒すべき思想であった(※31)。とりわけ第一次世界大戦の終結直後、1918年の11月に起きたゼネスト「全国ストライキ」Landesstreik 以降、階級闘争はカトリックとプロテスタントの宗派対立よりもはるかに深刻な社会分断のリスクとして認識されていた。

社会主義が追求している解決策は、その方法においても、道筋においても、ファシズムに劣らず非民主的であり、その思考過程においても同程度に非イス的です [……]。(Etter 1934: 28)

自由主義と社会主義という二つの政治思想を否定した上で、エッターは第三の道を探っていく。注意すべきなのは、彼が社会主義とファシズムがスイスにもたら

自由民主党は1891年に閣僚ポストのひとつを、さらに1919年の総選挙敗北を受けてふたつ目のポストをカトリック保守党に譲った。1943年には社会民主党にもポストがひとつ与えられた。この過程で、スイスの政治は議会の議席数に応じて閣僚ポストを比例配分し、与党と野党が協力して政権運営する「合意民主主義」Konsensdemokratie 体制へと移行していく。イム・ホーフ、ウルリヒ『スイスの歴史』(森田安一監訳)、刀水書房 1997年 191ページ。

- 30 世界恐慌の影響は、スイスには他国より少し遅れて、1931年に現れた。
- 31 スイスでは、1930年代の共産党の国政レベルでの得票率は2%程度であり、政治的影響力は小さかった。これに対して同時期の社会民主党の得票率は28%に達する。したがってスイスの場合、共産党と社会民主党の争いが国政に大きな影響を与えることはなかった。共産党は1937年から州レベル非合法化されるようになり、1940年には国レベルでも(ナチズムと並んで)非合法化された。

らすリスクを同程度だと見なしていることである。ファシズムが第三の道の一形態であることを踏まえれば、以下ではエッターの思想とファシズムのあいだにある類縁性と差異を確認することが重要になる。

### 5.3. 職能身分制秩序

自由主義と社会主義の問題点を指摘した上で、エッターは、戦線派が現状打破のために掲げる「国家の権威の回復」、「職能身分制的社会秩序」*Berufsständische Ordnung der Gesellschaft* 等の綱領に言及する (Etter 1933: 5)。職能身分制秩序は、イタリアやオーストリアのファシズムが目指した社会システムであり、労働者と経営者の利益代表組織に代表される職能団体が政治の意志決定に参加することで、相互的な義務と権利に基づく協調を通して経済の安定と成長を達成しようとする体制のことである。これは同時に、自由主義的法治国家において利害統合機能を担っている議会の役割の縮小を意味しており、職能身分相互の対立を回避し共通善 *Gemeinwohl* (公共の福祉) を保証するするために、国家は強力な権威を備える必要があるという論理につながっていた(※32)。

権威主義的な職能身分制秩序がカトリックの若者たちに現状打破の解決策として理解された背景には、この宗派固有の社会思想があった。1891年にローマ教皇レオ13世 Leo XIII (1810-1903) が回勅『レールム・ノヴァールム』*Rerum novarum* (新しき事がらについて) を発し、労働者階級の存在、資本家と労働者の対立、両者の協調による問題解決の重要性等を指摘した。マルクスとエンゲルスの『共産党宣言』に遅れること43年、この回勅は、労働問題に関する初の教会公式の立場表明となった(※33)。

1931年に、ピウス11世 Pius XI (1857-1939) が発した回勅『クアドラゼジモ・アンノ』*Quadragesimo anno* (40周年の記念に) は、『レールム・ノヴァールム』の思想を世界恐慌の現状に照らしてより具体的に展開しようとしていた。そこで掲げられた「社会秩序の再建」の核となるのが職能制身分秩序であった(※34)。エッ

32 矢田俊隆:「オーストリア」、矢田・田口見編前掲書、103ページ、村松恵二:『カトリック政治思想とファシズム』、創文社 2006年、93ページ。

33 村松前掲書、276ページ。

34 同書、51ページ以下。

ターが「職能制身分秩序」に基づくコーポラティズムの構想に言及する際にも、その下敷きとなっているのは二つの回勅である (Etter 1933: 35)。

國家がコーポラティズム的諸團体 die Korporationen を作ることにはなりません。それら諸團体は內的な必然性に基づいて發展していくでしょう。ここでの國家の責務は、コーポラティズム的思考の健全な形式を促進し、コーポラティズム的秩序を新しい国家の中に有機的に組み込んでいくことなのです。 (Etter 1934: 38)

エッターの唱えるコーポラティズム的「革新」構想は、イタリアやオーストリアのファシズム体制と大きな違いがないように見える。実際、戦線派やそのイデローグの中には、エッターに「来たるべきスイスの〈国家元首〉Landammann を見いだそうとしていた者も少なくなかった」(※35)。村松恵二は「回勅からは、随所で、近代市民革命以前の社會秩序への鄉愁を読み取ることができる」と述べているが(※36)、Landammann という言葉も、この役職がランツゲマインデ Landsgemeinde(※37)の長と裁判官を兼ねていた中世の響きを残している。

首長と裁判官を兼任するが故に中世の Landammann は、1848年以降のスイスにおける大統領 Präsident に較べるとはるかに大きな権威と権限を有していた。つまり、戦線派はエッターにスイスのムッソリーニやヒトラーの役割を期待していたのである。

エッターの思想が戦線派のそれと極めて近かったという指摘は、これまでの研究でも繰り返しなされてきた。たとえばクライスは、エッターの思想がファシズムと同一ではないことを認めた上で、次のように述べている。

しかし、[エッターの言説において] 支配的なのは、当時の新右翼的な革新運動が提示した綱領を承認し、それに対する留保は周縁的にとどまっていたことである(※38)。

35 同書、276ページ。

36 Zaugg: a. a. O. (2020a), S. 457.

37 13世紀初頭に生まれたスイスの伝統的な直接民主制的政治集会。

38 Kreis: a. a. O., S. 206.

この一文は、ツァウグを除く戦後のエッター研究の基本的テーゼである。しかし以下では「支配的」ではなかったとされる、戦線派やその背後のファシズムやナチズムに対する「留保」の内実に焦点を当てる。

#### 5.4. 連邦制

『祖国の革新と我々』の第3章「運動におけるスイス的なもの」の冒頭に以下の一節がある。

スイス連邦国家の歴史的かつ内的構造 *Aufbau* は、ドイツのひな形やモデルにしたがった中央の権力の独裁や諸州 *Kantone* の「強制的画一化」*Gleichschaltung* を許しはしません。このような解決策を目指すいかなる試みも最初から断固として拒否しなくてはならないのです。(Etter 1933: 15)

すべてボールドで印刷されたこの一節において、エッターは「強制的画一化」という言葉を括弧に入れてさらに強調している。つまり、ナチスによる中央集権化・均質化政策の鍵語であるこの言葉を、スイスとは本質的に相容れないものとして拒否しているのである。これは「留保」ではなく、明示的な批判である。

言語や宗派を異にする諸州の独立性の高いスイスにおいては、1848年以降も中央集権システムに対する反発が根強く残っていた。いかなる社会改革案も、連邦制という名の地方分権システムを前提とすることが必要であった。

[……] スイスの国家思想の健全な革新は、連邦的な土台の維持、強化、再活性化の途次にある場合にのみ考慮の対象となります。(Etter 1934: 37)

この前提に立てば、独裁制としてのファシズムは「我が国の伝統に総体として矛盾している」(Etter 1934: 30) ことになる。独裁制や中央集権制の導入はスイスにとっての根底的な自己否定であり、「ドイツのハーケンクロイツはスイスの革新の旗印には決してなりえない」(Etter 1933: 15) のである。

### 5.5. ユダヤ人問題に対するアンビバレンス

エッターはナチスの人種政策もまた「非スイス的なもの」であると指摘する。 「[ハーケンクロイツと] 同様に、明々白々に外国から輸入されたユダヤ人たたきも非スイス的で異質なもののように思われます」(Etter 1933: 16)。その理由は、「スイスの国家思想は [……] 多様な人種の平和的な統合 Vereinigung に基づいています」ことにある (Etter 1934: 30)。つまり「スイスの連邦国家は人種国家の対極の上に築かれています [……]」(Etter 1933: 16)。

このように「ユダヤ人に対する迫害」をはっきりと批判する一方で、カトリック保守主義者としてのエッターは、迫害されたユダヤ人が大量にスイスに亡命していくことについては否定的な態度を示している。

[……] 一方で、今日、ユダヤ人問題に関して言えば、我が国にとって疑いなくある種の危険があることを否定することはできません。[……] この種の侵入は、明らかに望ましくないと言わざるをえません。なかんずく、何千人のスイス人が [……] 失業して路上にたたずんでいるような時代においては。(Etter 1933: 17)

理念としてはナチスの人種政策を批判しつつ、同時に国内における失業者の増大を理由にユダヤ人の「侵入」を「望ましくない」と明言するエッターの言説のアンビバレンスは、1938年にユダヤ人のパスポートに「J」のスタンプを押すようドイツに提案し、1942年にドイツがユダヤ人の追放から絶滅へと舵を切ったとき、「ポートはいっぱいである」(\*39)と主張して国境に押し寄せたユダヤ人を追い返したスイスの人種政策を先取りしていると解釈できる。実際、ロサンゼルスにある反ユダヤ主義を監視する非政府組織サイモン・ウィーゼンタール・センターの調査報告は『祖国の革新と我々』を反ユダヤ主義的・ファシズム的書籍としてリストアップしている(\*40)。

39 Vgl. Häslar, Alfred A.: *Das Boot ist voll: Die Schweiz und die Flüchtlinge 1933-1945*. Zürich: Diogenes [1967] 2008.

40 Vgl. <https://web.archive.org/web/20120510161701/http://www.wiesenthal.com/site/pp.asp?c=lsKWLbPJLnF&b=4441317> [2021年8月30日取得]

ユダヤ人問題に対するアンビバレンスは、その後のエッターの言動においても一貫して見て取れる。1942年、「ユダヤ人問題の最終解決」のためにユダヤ人の強制移送が始まったとき、国際赤十字委員会の委員でもあった連邦大統領エッターは、スイスと赤十字の中立性を理由に、断固たる姿勢を示すことを躊躇した。しかし他方で、彼はスイスに入国できたユダヤ人に個人的な援助の手を差し伸べ、スイス軍内部にはびこる反ユダヤ主義を批判する公式文書を発表してもいる (Zaugg 2020: 459)。

ここに見られる「二面性を持った反ユダヤ主義」der doppelte Antisemitismusは、エッターだけでなく、スイスのカトリックに共通してみられる姿勢であったが(※41)、エッターは大統領も務めた閑僚であったため、そのアンビバレン特な姿勢は、第二次世界大戦期のスイスの「克服されざる過去」の最たる事例とみなされていく。それゆえ、1960年代末以降の文化研究や歴史研究においては、エッターを「反ユダヤ主義者」と捉え(※42)、「文化教書」にもその影を見出すという議論が主流を成していったのである(※43)。

### 5.6. 権威主義的民主主義

ファシズムやナチズムとスイスの国家思想のあいだにある架橋しがたい差異を確認した上で、エッターは戦線派に国家の「革新」の可能性を求める若者たちに次のように呼びかける。

われわれの若者は新しい戦線や綱領を探す必要はありません。われわれはすでにそれを持っています。戦線を、カトリックの戦線を！ (Etter 1933: 13)

つまり、戦線派が掲げる危機状況に対する解決としての職能制身分秩序にせよ、

41 Altermatt, Urs u. Pfister, Martin: *Gonzague de Reynold — gegen Rassenantisemitismus und gegen die Juden*. In: *Zeitschrift für schweizerische Kirchengeschichte*. Bd. 92 1998, S. 105.

42 Vgl. Kreis: a. a. O. (2020) und Favez, Jean-Claude: *The Red Cross and Holocaust*. tr. by Fletcher, John and Beryl, Cambridge: Cambridge University Press 1999.

43 Vgl. Amrein: a. a. O., S. 112f.

権威主義的国家にせよ、回勅に根拠を持つカトリック保守主義の社会政策の中に最初から含まれている、とエッターは言うのである。

その上でエッターは、ファシズム国家におけるコーポラティズムとスイスのカトリック保守主義が構想するコーポラティズムの違いを説明する。

私たちはコーポラティズム国家ではなく、国家によるコーポラティズム秩序の承認と国家の中への有機的な編入を求めていっているのです。[……] コーポラティズム的社会秩序は、スイスの民主主義の連邦制の土台とも完全に両立できます。(Etter 1934: 38)

職能制身分秩序は議会主義と相いれないことは先に確認した。しかしここでエッターは、イタリアやオーストリアのファシズムとは異なり、民主主義と両立しうる職能身分秩序を構想する。その際に鍵となるのは、「民主主義」概念の再定義である。

さしあたりここでひとつの明確な区別を提示せねばなりません。「民主主義」と「議会主義」という概念は一致してはいません。両者は同じもの指してはいないのです。私たちは、「議会主義」を持たぬ民主主義を思い描くことも可能なのです[……]。(Etter 1933: 19)

エッターによれば、分離同盟戦争に勝利した自由主義者は、スイスの民主主義の歴史を自身の歴史観・社会観に合わせて書き換えていった。すなわち、自由主義的な歴史叙述と憲法解釈は、スイスの民主主義を「フランス革命の誇らしき娘」(Etter 1934: 18)と捉えている。しかし、フランス革命以前まで遡れば、ランツゲマインデにおける直接民主主義は、別様の民主主義、すなわち「権威主義的民主主義」die autoritäre Demokratieであったとエッターは言う(Etter 1933: 23)。この「古きスイスの民主主義」(Etter 1934: 11)においては、人間の審級の上には神の審級が置かれている。それゆえに「権威主義的」なのである。

われわれの古き民主主義は、その精神的土台においてことさらにかつ意識的にキリスト教的民主主義でした。そこでは国家の権力と人民の主権の上に、

神である創造主の権威と主権が認められていました。(Etter 1934: 12)

このキリスト教的権威主義の枠組みがあつてこそ、諸職能団体が独裁的システムの強制ではなく「内的な必然性に基づいて発展していく」場合でも、団体間の協調が可能となる。これこそがスイスの歴史と固有性に根ざした民主主義だとエッターは考えていたのである。

このような「権威主義的民主主義」は、「革新」を訴えていたカトリック保守主義者のあいだでは、今後の運動にとっての参照枠として受容された。たとえば保守派の学生運動団体だったスイス学生同盟は、「[エッターの]『スイスの民主主義』は私たちみなにとって、基準となり、指針となるべきものである」と評している(※44)。

他方、チューリヒの社会民主党の機関誌『民衆の権利』*Volksrecht*は、「エッターは社会的改革ではなく、保守的な先祖返りを支持している」(※45)と批判している。社会民主主義の立場からの『スイスの民主主義』解釈は、ツァウグの伝記以外の先行研究の基本的スタンスとして継承されていく。

エッターの構想する「権威主義的民主主義」が、第二次世界大戦期のスイスにおいてそのまま実現した訳ではなかった。しかし、1937年7月に労働組合と経営者団体とのあいだで「平和協定」*Friedensabkommen*と呼ばれる労使協定が結ばれ、労使紛争は国家による仲裁によって決着を付けることが義務づけられたことをきっかけとして、スイスは全体として独裁者のいないコーポラティズム国家へと変化していった(※46)。連邦レベルの立法や政策立案にあたって、あらかじめ各州や職能団体の協力を求める「専門家委員会」の設置および「事前聴取」*Vorverfahren*手続きの全面的な導入(※47)、社会民主党の入閣に見られる主要政党による合意民主主義への移行、さらに言えば戦後に確立された不文律「魔法の公式」などは、政府が独裁ではなく調停と仲裁の役割を果たすスイス固有のコーポラティズムの実現形態であると見なしうる。

44 Der Schweizerische Studentenverein: *Die 92. Generalversammlung des Schweizerischen Studentenvereins in Sarnen*. Emmenbrücke: StV 1934, S. 5.

45 *Volksrecht*, 29. 3. 1934.

46 イム・ホーフ前掲書、217ページ。

47 田口前掲書、286ページ以下。

## 6. おわりに

連邦内閣閣僚に選任される前、つまり、カトリック保守党所属の議員の立場から発言することが可能だった時期のエッターは、ナチスが政権の座に就くことで生じたスイスの右傾化の動きの中で、キリスト教民主主義が内包する「革新」の可能性を国家思想として提示しようとした。それは、自由主義と社会主義双方を否定する第三の道を構想することであった。しかしそれは同時に、既に国家体制として現実化していたファシズムやナチズムとも異なる思想でなくてはならなかった。しかも、19世紀末以降のカトリックの社会政策は、職能制身分秩序というファシズムの社会システムと大枠において軌を一にする路線を取っていたため、エッターの提示するスイスの進路は、「中央」とは言いがたく、ともすればファシズムやナチズムの側へと地滑りを起こしてしまう隘路とならざるをえなかつた。それゆえエッターの思想にはファシズム・ナチズムと民主主義とのアンビバレンスの中で、前者の側に傾きがちな思想的複合体となつた。その意味で、従来の研究における、全体主義への順応者というエッターの位置づけは故なしとはしない。

しかし、1930年代前半のエッターの思想を集約した二つの小冊子を読み解く限り、エッターの思想を全体主義と等置することもまたできない。全体主義の「強制的画一化」をスイスの政策に持ち込むことは、スイスという連邦国家の大前提である諸州の社会的・文化的多様性と自律性の否定である。それゆえ、エッターはナチスの文化政策を明確に拒否していたのである。

従来の研究は、エッターのアンビバレンスの一面だけに焦点化し、いわば「スイスの独裁者」としてエッター像を描く傾向があった。これに対してツァウグは「中央の守護者」としてオルタナティブなエッター像を提示したが、これまでの研究によって否定的に評価されてきたエッターの名誉回復を図るというはっきりとした立場性ゆえに、エッターの思想が持つ全体主義、とりわけファシズムとの親和性を見えづらくしている。権威主義思想は、全体主義にとって核心的なものであるにもかかわらず、この点が議論に十分に組み込まれていないのである。

それでは全体主義思想とエッターの思想のあいだの差異線はどこにあるのか。本稿が取り上げた二つのテクストからは、この差異線は、強固な分権主義に基づくスイスの国家思想と地上の権威者との上に神の権威を置くカトリック思想を両端

として引かれたものであったことが見えてくる。ファシズム型の権威主義体制に強く惹かれながら、エッターはこの差異線を前にして「民主主義」の側に踏みとどまつたのである。すなわち、エッターの思想のファシズム・ナチズムとの親和性やアンビバレン特な反ユダヤ主義がもたらした現実を、ツァウグに倣って正当化することはできないが、隣接する諸大国が全体主義化していく状況の中で、エッターが——今日の民主主義理解からは復古的で奇妙なものに思えようとも——スイス固有の民主主義を前景化させようとしたことは、従来の研究において過小評価されてきたと言わざるをえない。

第1節で触れたように、スイスの内閣のポストは主要政党の議席数に基づいて割り当てられる。それゆえ、内閣の意志決定は政治思想を異にする閣僚の協議に基づく妥協と合意の産物である。「文化教書」は、エッターが連邦大統領に就任する直前、内務大臣として文化政策の責任者だったときに発表された。それゆえ、この教書は社会民主主義や自由主義の立場からの提案も明記しており、多声的なテクストであった(※48)。これに対して、本稿で取り上げたふたつの講演は、エッターが入閣する前になされており、カトリック保守党の議員としての彼の思想により明確な輪郭が与えられている。今後、ここで提示された「権威主義的民主主義」のどのような要素が1930年代の末に「文化教書」の織り糸として書き込まれ、他方でどのような要素が落とされていくのかを確認することで、精神的國土防衛における保守主義の思想的水脈をいっそうはっきりと跡づけることができるはずである(※49)。

・本稿は、JSPS科学研究費補助金・基盤研究(B)「言説を動かす情動とファシズムの変貌——テキストマイニングによる独伊仏日の資料分析」(19KT0002, 代表: 中村靖子)、および基盤研究(B)「「アルプス神話」の形成と脱構築——スイスの国民統合における文化的表象のポリティクス」(20H01248, 代表: 葉柳和則)の成果に基づいている。

(はやなぎ・かずのり 長崎大学多文化社会学部教授)

48 「文化教書」が多様な思想の複合体という性格を持っていることについては、以下を参照。拙稿「テキストとしての「文化教書」(1938)——ナチス時代のスイスにおける「精神的國土防衛」運動の理路」、日本国際文化学会『インターナショナル』第16号(2018年)、53-82ページ。

49 精神的國土防衛の自由主義的水脈については、前掲拙編著第2部「概観」を参照。

## Der katholische Konservatismus und die Geistige Landesverteidigung. Anhand von Philipp Etters Erwiderung auf die pro-nazistischen Bewegungen in der Schweiz.

Kazunori HAYANAGI

Von den 1930er Jahren bis zum Ende des Kalten Krieges gab es in der Schweiz eine patriotische Kulturbewegung, die Geistige Landesverteidigung, ein sinnstiftender Indikator für kulturelle Produktion und Konsumtion der Schweiz. Zunächst war sie nur ein Sammelbegriff für die verschiedenen konservativen Bewegungen auf privater Ebene, aber im Dezember 1938 wurde sie zur nationalen Politik, als der Bundesrat die sogenannte „Kulturbotschaft“ an das Parlament erließ, dabei spielte ein Bundesrat (smitgiled), Philipp Etter (1891-1977), eine zentrale Rolle.

Anhand von zwei politischen Pamphleten (1933 und 1934), die Etter in der Zeit kurz vor seiner Wahl in den Bundesrat veröffentlichte, untersucht dieser Aufsatz die Ideen, die Etter zur Zeit der Machtergreifung der Nationalsozialisten in der Öffentlichkeit vertrat, und erforscht dadurch die Wurzeln seines Denkens.

Der Anstoß zum Verfassen der zwei Pamphlete sei, so Etter, der Umstand gewesen, dass seit dem Frühjahr 1933 die Fronten, die Schweizer Pro-Nazi-Parteien, an Schwung gewannen und dass junge Katholiken von ihnen angezogen wurden. Allerdings mussten sich Etters Überlegungen durch einen sehr riskanten Engpass hindurch manövrieren. Zunächst lehnt er sowohl die Linie der Freisinnigen als auch diejenige der Sozialdemokraten ab. Anschließend zeigt er Verständnis für die von den Fronten befürwortete Einführung einer autoritären berufsständischen Statusordnung. Er betont aber gleichzeitig den Unterschied zwischen seiner Vision und dem Faschismus/ Nazismus, indem er eine zentralisierte Diktatur zurückweist; die Schweiz sei eine Föderation von Kantonen mit verschiedenen Sprachen und Bekenntnissen, und der Bund könne nur als „Koordinator“ zwischen ihnen auftreten. Hierbei liege die Quelle der Autorität keinesfalls beim Diktator, sondern bei Gott. Kurzum, Etter behauptete, die „autoritäre Demokratie“ nach dem Vorbild der mittelalterlichen Landsgemeinde stelle die „Schweizer Demokratie“ dar. Diese Ambivalenz ist charakteristisch für sein früheres politisches Denken und wird zur Grundlage für die Kritik, die in der Nachkriegszeit an ihm und damit auch an der Geistigen Landesverteidigung geübt wird.